

下 下 整 第 2 2 9 号
令和3年(2021年)2月26日

下関市下水道排水設備指定工事店 各位

下関市上下水道事業管理者
上下水道局長 松崎 淳志
(公 印 省 略)

排水設備工事の施工及び完了検査並びに図面の記載方法等に関する変更
について (お知らせ)

下関市下水道排水設備指定工事店におかれましては、排水設備工事の施工にあたり、関係法令に定められている技術上の基準に従い、適切に施工管理されていることと存じますが、このたび、排水設備工事の施工及び完了検査方法等について、申請者、指定工事店及び上下水道局にとってより良いものとするため、新たな運用を策定いたしました。

つきましては、下記のとおり変更点をお知らせいたしますので、内容をご確認の上施工されますようお願い申し上げます。

(施行日を明記していない項目は、全て本文書の通知日が施行日となります。)

なお、郵送枚数の関係から、別紙1～8は同封しておりません。下関市ホームページ内「排水設備工事の施工及び完了検査並びに図面の記載方法等に関する変更について (お知らせ)」に掲載しておりますので、恐れ入りますが各自ダウンロードの上、ご確認をお願いいたします。

記

1 計画及び完成図面記載方法

(1) 記載方法

別紙1、2及び3のとおり

- ・排水設備確認申請現地調査表 (記載例) … 別紙1
- ・図面作成上の注意点 … 別紙2
- ・排水設備図面の記号凡例 … 別紙3

(2) 施行日

令和3年4月1日(木)

(3) 試行期間

令和3年3月15日(月)から令和3年3月31日(水)まで

(4) 備考

令和3年3月15日(月)から試行を開始しますので、極力新ルールにより作成してください(旧ルールでも受付可能です)。

ただし、施行日以降は、施行日以前に旧ルールにて確認を受けた図面であっても、完成図面は、新ルールにより作成してください。

2 下関市排水設備技術基準

(1) 宅地内第1インバートますの内径

流入管の管底が1500mm以下のとき、流入管の管底に関係なく、200mm以上

※基準の改正は、令和3年度予定(改正までの期間については、努力義務に準ずるものとする。)

【理由】

一般的に、宅地内で最も管底が深くなる宅地内第1インバートますは、公共ますとの関係からドロップますを使用することが多く、流出側の管底はほぼ800mmを超えます。維持管理上ますの内径は、ますの深さに応じた大きさにする必要のあることから、一律200mm以上とすることで、外構工事による地盤高の変更にも対応可能となります。

(2) 宅地内第1インバートますの設置場所

【変更前】 原則として境界から1m以内

【変更後】 可能な限り境界から1m以内

(3) 排水管の延長

始点となるますの中心から終点となるますの中心までの距離とする。

3 完了検査方法

(1) 原則、排水横主管のみ検査を行う。このとき、施主の立会いは不要とする。ただし、大型施設や複雑な排水管系統の施設等で担当者が必要と認めるときは、この限りでない。

(2) 器具排水管検査(排水管及び排水ルート確認検査)については、責任技

術者による自己検査の結果と併せ、完了検査とする。

(3) 浄化槽切替工事に係る完了検査の簡略化

- ・浄化槽上流部直近のますから公共ます（幹線の場合は、インバートます）までの範囲で行う新設工事に限り、原則次のとおり行う。

全景、計測および水道メータ番号の写真を提出することにより、現地検査を省略する。

（ただし、やむを得ない事情がある場合、又は局が必要と認めた場合は、従来どおり現地での検査を実施する。）

- ・施行日

令和3年4月1日（木）

- ・写真の作成方法は、別紙4のとおり。

- ・現地検査省略案件については、計画図面審査時にお知らせします。

(4) 検査済証の交付方法

【変更前】完了検査後、その場で交付

【変更後】完了検査（図面訂正指示完了）後、**完成図面を添付し後日交付**

- ・施行日

令和3年4月1日（木）

- ・備考

事情により交付を急がれる場合は、ご相談ください。

(5) 完了検査実施順路

原則、地区ごとに実施する。検査日程変更の希望があれば、事前にご相談ください。

4 誓約書の取扱い

【変更前】

やむを得ない理由により、技術基準に適合した施工ができないとき提出

【変更後】

やむを得ない理由により、技術基準に適合した施工ができないときは、必ず事前に普及係と協議の上、当該箇所、状況及び維持管理責任者を完成図面に記載し、誓約書は原則廃止する。

ただし、汚水の円滑な流下を大きく妨げる事案については、設計変更を行うものとする。

5 屋外ガーデンパンの接続

【変更前】

汚水のため、公共下水道へ接続

【変更後】

汚水のため、原則、公共下水道へ接続する。ただし、**汚水を流さない場合**に限り、**公共下水道へ接続しないことを認める。**

なお、屋外に排水器具を設置するときは、屋根を設置するなど、雨水が入らない構造とすること。

このとき、使用目的、又は雨水流入対策の有無を図面に記載すること。

※ 基準の改正は、令和3年度予定（改正までの期間については、努力義務に準ずるものとする。）

6 排水設備の新設等計画確認申請書のデータ化

これまで窓口で配布していましたが、下関市ホームページ内「下水道排水設備工事申請に伴う書類」に掲載していますので、今後はダウンロードの上ご使用ください。

7 集中浄化槽から公共下水道へ切り替えた地区における公共ますの取扱い

次に示す地区（そのうちの一部）においては、集中浄化槽から公共下水道へ切り替えたことにより、敷地内の既設汚水ますを公共ますとして市に寄附しています。建替え新築の際、当該地区において公共ますを取り替える場合は、「物件設置申請」が必要になる場合があるため、事前の現地調査を入念に行ってください。

秋根新町	勝谷新町1～4丁目	卸新町
長府浜浦町	長府浜浦西町	長府浜浦南町
長府満珠町	長府新四王司町	長府羽衣町
長府日の出町	長府中尾町	千鳥ヶ丘町

8 下水道排水設備の施工基準等を定めた関係法令

下水道排水設備の施工基準等を定めた関係法令は以下のとおりとなります。今一度ご確認の上施工されますようお願いいたします。

(1) 下関市下水道条例（一部抜粋）

… 別紙5

- (2) 下関市下水道条例施行規程（一部抜粋） … 別紙 6
- (3) 下関市排水設備技術基準 … 別紙 7
- (4) 完了検査での施工基準違反事例及び指導事項 … 別紙 8
- （これまでの完了検査において確認された事例一覧）

以上

お問い合わせ先
下関市上下水道局
下水道整備課 普及係
電話 083-231-1363